

プロイセン「学校保護権」に関する研究(7)

山本久雄

(教育制度研究室)

(平成7年4月28日受理)

1 本稿の意図と方法

プロイセンの18世紀は民衆教育の普及が実質化し始める時期である。地域別に濃淡はあり、また、独立の校舎や独立の職としての教師の存否、授業の担い手の質などを問題にすれば種々論議の余地はあるが、農村で民衆子弟の「授業」を担うキュスター・学校教師(Schulmeister)の人数の、村落の数に対する割合は、その世紀の後半のブランデンブルクでおよそ80%にのぼり、何よりも「授業」活動の対価として住民に「授業料」やその他の負担が課せられたという記録はこの時期に広範に見られるようになる^[1]。その教育の内容は、以下に見るように、概略、宗教教育を中心とし、若干の3R'sから成る。その民衆教育の普及に先ず「功績」があったのは、国王の積極的な施策というべきであろう。Friedrich Wilhelm I. (在位 1713-1740年)とFriedrich II. (同 1740-1786年)は、民衆教育普及のために度々法令を発し、全体国家の行政機関を整備した。この、国家の積極的な施策が次の世紀に、例えばフランスのクーザン・レポートで激賞されたことはよく知られている。しかし、それとともに銘記すべきは、都市当局や農村の貴族などの「中間権力」の意向である。しばしば指摘されるように、「絶対主義国家」の中でも、彼らは自身の支配地域では多くの特権をもち、そこには国王の「威光」も全て直接に及びうる訳ではない状況となっていた^[2]。民衆教育についても、多くの直接都市(Immediatsstadt)や農村のグーツヘルは、そのあり方に第一義的に影響を及ぼしうる立場にあった。「学校保護権」がその法的根拠であり、それに基づく「学校現実」が国王政府の意向とは独立に存在しえたことはこれまでにしばしば論じた。また、民衆教育の普及に関する国王の命令に、肝心のそのための財政的配慮についての規定が欠落していたことも忘れてはならない。こうした、国王権力の貫徹力自体の問題とともに、更に、その国王の施策の開始時期と民衆教育の普及の時期との「ズレ」からも、彼らに元来「自発的なもの」があったことを推測できる。民衆教育普及のためのプロイセン国家の具体的施策は、1717年の義務就学令の公布を嚆矢とするものであるが、それ以前に、農村でも民衆子弟を対象とする教育活動が実施されていたという痕跡は、主として教会巡察にかかわる文書・法令から伺うことができる。1600年のマルク・ブランデンブルクの巡察の記録においてはすでに貴族領の一部農村でキュスターが教育活動を行っていた(Schule halten)という事実が報告され^[3]、また、18世紀初頭のキュスターの収入に「授業」活動の対価としての性格をもつものが広く含まれ、そして、1710年の総巡察を命じる国家の訓令の中には、その査察項目の一つとして、「各村落に、児童に読み方、書き方、カテキズムを教授する学校教師(Schulmeister)がいるかどうか」ということ

が挙げられている^[4]。これらは、国王の、民衆教育普及の実際的措置の前に、既に自生的に民衆教育が一部実質化していたことを伺わせる証拠の一つである。こうして、18世紀プロイセン、即ち、国王の施策が積極的に講じられ始めた時期の、国王直轄地以外の都市や農村での民衆教育の普及という「事実」は、国王の措置によるものとしてだけでなく、都市当局や土地所有貴族の、何がしかの「自発的なもの」にも支えられていたと捉えねばならない。

むしろ、こうした「自発的なもの」・「内発的なもの」については、これを過大に評価することは慎むべきである。これまで度々言及されてきたように、18世紀中葉、即ち、国王が民衆教育普及にとりわけ積極的に取り組み始めた時期に、その施策が貴族領農村に浸透しない、農村の貴族がその施策に消極的・非協力的態度をとったとする報告もしばしば寄せられた。また、多くの場合、独立の校舎はなく、「授業」活動を担う人物が同時に教会の雑事や手工業に携わっていた。そのような農村の「授業」の担い手について、同時代の財政学者（Kameralwissenschaftler）ベルギウス（Johann Heinrich Bergius, 1718–1781年）は「彼らには、僅かな読み方を教え、カテキズムを長年かかって暗誦させること以外には何も期待できない。読み方のためにコーランが与えられても彼らは決してそれと気付かないだろう。何故なら、彼らはカテキズムをも単なる暗記物（Gedächtniswerk）として覚え込ませようとするだけだからだ」と述べている^[5]。ベルギウスがこれを「有益な」学校教育による国家への租税額の増加、「市民社会」の育成という明確な問題意識の中で述べたとしても、そこに現実の「授業」の質が反映されているとせねばならないであろう。従って、民衆教育に対する農村貴族の実際の取り組みは、全体的には、国王の意向に直接応える程の積極性は持ち合わせはしなかったものの、さりとて全く民衆教育に否定的・消極的だっただけではない、彼らは、その共通の社会的基盤に応じて、また社会的状況の中で民衆教育についての固有の必要性をもっていた、というレベルのものとして押さえねばならない。

しからば、農村の土地所有貴族の、民衆教育へのその「自発的なもの」・「内発的なもの」は、いかなる根拠や背景に基づくものなのであろうか。一般に、グーツヘルが領内農民の子弟を「啓蒙」「教育」しようとする場合、多かれ少なかれ、そこには一方的な収奪や物理力による強圧だけでなく、それらによる労働生産性の向上や規範・秩序意識の内面化、従って、既存の社会秩序の維持・強化を図るという動機が見られるものと思われるが、そのよって立つ基盤は多様である。この点で、先ず、既に広範に取り上げられている Rochow の場合を想起しない訳にはいかない。彼が、主としてミッテルマルクに所領をもつグーツヘルとして積極的に領内の農民子弟の教育のために学校を作り、自ら教科書を試作したことはよく知られている。その彼の思想の中には「農民」身分を超越した「国民」の育成という視点や、すべての「人間」の陶冶可能性という視点など、斬新で普遍的な内容が含まれているのであるが、同時に一人のグーツヘルとして所領内での農業生産性の向上や既存秩序の維持強化を指向するという視点も包含されていたことは看過されてはならない。「より良い学校によって民衆たちを啓蒙することは、尊い、測りしれない価値をもっている」と述べる^[6]彼は、いわゆる重農主義（Physiokratie）の見地から、所領経営の合理化＝農業生産性の向上を、国富の増大、国権の強化・拡大と関連づけるのであり、領内民衆子弟の「教育」「啓蒙」をそうした問題意識で展開しようとするのである。「国民」の育成や「有用な人間」の育成は19世紀後半以降の民衆教育の支配的な組織原理であり、この点で Rochow の思想と実践には時代を先取りしたものが認められる。その時代、一般に東エルベのグーツヘルシャフトの中で、労働手段を持たぬ日雇い農

(Einlieger)を労働力として直営地を経営するという傾向(直営地経営の「資本主義化」)が顕著になるが^[7],多くのグーツヘルの主たる関心は専ら自身の収入の確保・向上にあり^[8],Rochowが以上のような広い視野に立って領内民衆子弟の教育の組織化をはかった点は同時代のグーツヘルの中では特筆すべきことであろう。しかし,それが時代を先取りするものであるということは,一面,それが同時代に普遍化していないことを意味する。Rochowのそうした観点はいわば時代の声として,漸次,農村貴族のなかに浸透していくのであろうが,それが実際の教育の組織化の規定要因としてどの程度意味をもっていたかは,改めて見極められねばならない問題である。

本稿は,農村貴族の,領内の民衆の教育に対する「自発的なもの」・「内発的なもの」の源流の一つを探る手だてとして,その所領経営の指針として以前から広く流布していた「家父の書」(Hausväterliteratur)の記載内容に注目してみたい。「家父の書」は,16世紀から18世紀にかけてヨーロッパ社会に広範に流布したもので,範疇化された社会形象としての「全き家」の「家父」を名宛人とし,彼がその「家」の経営・管理・維持のために弁えるべき知識やなすべきこと,とるべき態度などを百科全書的に述べたものである。この「全き家」なる概念は,当時の農村や都市で,夫婦や血族とともに,奉公人(Gesinde)や徒弟が「一つ屋根の下」で,即ち,同じ家屋敷の中で共同で生活しているという形態が現実に見られたという意味では現実を反映したものであるが,同時に,それはあるべき社会形態をそれに仮託して描いたものだという意味では「理想」を範疇化したものである。グーツヘルは,自身の家屋敷の中に,直営地経営のための奉公人を多数住まわせていたという点では正に「全き家」の「家父」そのものであるが,同時に,その「家父の書」の中では自らの所領内の農民に対してもあたかも「全き家」の「家父」の如くふるまうことが要求された。また,この場合,奉公人がやがて成長して自身で領内の農地を耕作する農民となることは忘れてはならない。こうして,「家父の書」は,グーツヘルにとっても,権利や義務といった強制的な契機によってでなく,いわば内面規範として奉公人や領内の農民をいかに捉え,彼らにいかに対すべきかを示したものである。むしろ,現実のグーツヘル=農民関係が赤裸々な強制的契機抜きでは語りえないことは確かであるが,同時にそこにはグーツヘルの主観的な内面規範も投影され,その一面はこうした「家父の書」の影響を受けつつ形成されたのではなからうか。「家父の書」については,既にブルナーがその代表作であるホーベルクのそれ(Wolf Helmhard von Hohberg; *Georgica curiosa oder Adliges Land- und Feldleben*, 1682年)を詳細に取り上げ(Otto Brunner; *Adliges Landleben und Europäischer Geist*, 1949.),その学問的な系譜とそれが依って立つ社会構造を素描している(ders., *Neue Wege der Verfassungs- und Sozialgeschichte*, Zweite, vermehrte Auflage, 1968. 石井・石川・小倉・成瀬・平城・村上・山田訳『ヨーロッパ—その歴史と精神—』1974年)。ホフマン(Julius Hoffmann; *Die "Hausväterliteratur" und die "Predikten über den christlichen Hausstand", Lehre von Hause und Bildung für das häusliche Leben im 16., 17. und 18. Jahrhundert*, 1958.)はそれらの内容を辿り,それらがルターの「家」についての教説と密接に関連していることを明らかにしている。わが国でも飯塚信雄氏が『男の家政学—なぜ〈女の家政〉になったのか—』(1986年)でホーベルクのそれを紹介し,教育学界でも山内芳文氏が,親の子に対する教育という視角からそれに注目している^[9]。以上の先行研究で明らかにされているように,その「家父の書」にはそれぞれ「子どもの教育」も言及されているが,それは,直接には「家父」の自分の子どもに対する教育と

して述べられているものであって、奉公人や領内の農民子弟の教育に直ちに類推できるものではない。これは、そもそも「家父の書」が著された時代には「家父」のなすべきこととして自身の子ども以外の民衆子弟の「教育」、即ち、自らの「家」の構成員としての奉公人や所領内の農民の子弟を、そこで前提されている意味での「教育」の対象とするという発想が希薄であったことに帰因するものと思われる。しかし、公的な民衆教育の源流の一つが教会の下級奉職者によるカテキズム教授であったことを想起すれば、そこには看過できない内容が含まれている。「家父の書」は「家父」にその重要な職務として家構成員全般に対する宗教的指導・配慮を挙げているが、その根拠や内容を検討することは公的な民衆教育の発生の経緯を検討することにとって不可欠な作業であり、それは「学校保護権」の担い手がそもそも領内民衆の教育にいかなる態度をとったか、その根拠は何かを考察する上で避けえない作業である。いずれにせよ、このことで、「学校保護権」が民衆教育の普及にとってどのような意味をもっていたかの一端が明らかとなるであろう。

本稿は、上述のブルンナーとホフマンの先行研究に依りつつ、「家父の書」の民衆教育関係部分、即ち、家父が奉公人や領内農民をいかに捉え、彼らにいかに対するか、特に彼らに対する宗教的指導・配慮の内容や根拠を素描してみたい。その前に、当時の民衆教育の内容を大筋で把握しておく必要がある。

2 民衆教育の内容

これについては最大公約数的なとらえ方のみが可能である。ルター派の農村学校を対象にする「全国農村学校規程」(1763年)に示された授業の内容を本稿末尾に要約してみた。いうまでもなくカテキズムとは、教理の基本を問答形式で示した教科書で、ルター派ではルターの「小カテキズム」、改革派では「ハイデルベルク教理問答」が中心となっていたが、この時代には多種類のそれが「授業」で用いられていた。カテキズムは民衆対象の「授業」の中心的な教科書そのものであった^[10]。「聖書物語」は、聖書の内容を把握するために旧約・新約の内容の一部を物語風に再構成したもので、いわゆるピエティスムスの影響下、次第に独立の教材としての地位を獲得したものである^[11]。そこでは使用すべき教科書が幾つか挙げられ、また、宗務局の指定又は認可したもののみが使用可能とされているが、その条文が貫徹力をもっていた訳ではない。

これらが「現実」とそう隔たったものでないことは、個々の事例から明らかである。以下は、ミッテルマルク・Lebus 郡内の貴族領村落 Quappendorf で学校教師 (Schulmeister) の職に就くことになった Gottfried Lange に対して、領主にしてパトロン Joachim Bernhardt von Prittwitz より発せられた辞令 (1765年4月2日付け) の一節である。所定の報酬を得る前提としてそこで Lange に義務づけられたことは「Quappendorf の学校教師の職に任命されたならば、子どもにキリスト教を熱心に教授し、生活及び品行において彼らの模範となり、説教師によって命じられたことを実行し、特に、忠実に授業時間を司り、綴り字 (Buchstabieren)、読み方、書き方、計算を教授し、学校のために改善できることは率直に採り入れ、授業においては優し過ぎずまた厳し過ぎず、それ故、忠実で熱心な学校教師としてふさわしく振る舞う。そして、そのことを神と Obrigkeit に対して責任を負っていると考えねばならない。」ということであった^[12]。また、プリークニッツ・Havelberg 郡内の村落 Bälou (Behlau) にあった

学校は貴族 Grumbkow 家の保護権下にあったが、1767年のそれについてのカタログによると、1740年以来そこで教師 (Schulhalter) を務めてきた Johann Köhpcken は、仕立屋を営みつつ、日々の授業は一つの唱歌又は一対の詩篇の斉唱、祈りの朗誦、カテキズムの一節の解説を以て始め、綴字を含めた書き方、読み方、宗教的章句の暗誦、その他のキリスト教の練習 (Übung) を指導し、週二日は午後には計算も扱う^[13]。これらの学校がいずれも宗派別編制であり、その宗派の聖職者の監督下にあったことを想起すれば、「宗教」は単純な時間比率以上の重みをもっていたものと思われる。Leschinsky/Roeder は、「読み方」も「各人が神のことばと神によって教えられていることを自分で読み、正しく解釈する前提条件である」としている^[14]。また、そこでは、教科書があげられているが、むしろ統一的なものではなく、ルントグリーン (Peter Rundgreen) によると、18世紀の民衆教育の教科書はカテキズムとバイブルそのものであったとされる^[15]。カテキズムの反復暗誦、賛美歌・箴言の唱和、宗教教材を用いた読み方と書き方、場合によったら計算、これがこの期の農村学校の教育内容の基本であった。

3 ゲーツヘルシャフトと「全き家」, 「家父の書」

「全き家」(Das ganze Haus) とは、伝統社会における末端の基本的構成単位である家について、リール (W. H. Riehl) が最初に範疇化した概念である。これは農村の家だけでなく、都市の家をも念頭において構成されたものであり、また、現実を概念化したという面とともに多分に「家」のあるべき姿を述べつつ、それに仮託して社会一般のあるべき姿、社会のあるべき構成原理を描いたものという面をもっている。リールは「近代は遺憾ながら家族 (Familie) を知っているのみで、もはや家 (Haus), 即ち、喜びと楽しみに満ちた『全き家』の概念を知らない。それは、単に家族の自然の構成員だけでなく、使用人 (Ingesinde) なる語で表されるところの、すべての自由意思の家構成員及び共働者を含む。『全き家』においては、家族の至福 (Segen) は家族のない人々にも及ぶ。彼らは、養子縁組を通してと同じように、権威と恭順との道徳的關係へと入っていく。このことは、すべての民衆 (Volk) の社会的安定にとって深い意味をもっている」と述べるが、ここにはそれをあるべき社会の基本原則として描こうとする姿勢が明瞭である^[16]。その「全き家」は、基本的に、①夫婦・血族以外の多数の構成員 (奉公人、徒弟など) を含み、彼らは家構成員 (Hausgenossen) として意識の面で内的一体性をもつ、②生産・管理・消費の基本単位であり、そこでは家計と経営は未分離である、③一人の「家父」が「家」全体を統括し、彼がその構成員を支配・保護する、などの基本的指標をもつ。新旧の世界の中間にあり、「ヤーヌスの頭」をもつとされるプロイセン一般ラント法 (1794年) は「家」について「夫婦及び親子の結びつきが、本来、家 (häusliche Gesellschaft) を構成する」(I-1-3) としながらも「奉公人も家に算入される」(I-1-4) とし、その第II部第3章は「(親子以外の) その他の家族構成員 (Mitglieder einer Familie) の権利義務」について規定している。この「全き家」について特徴的なことは、家長とその他の構成員との間の支配服従の關係が情緒的なきずなとして描かれていることである。著名な行儀作法書の著者クニッゲ (Adolf Freiherr von Knigge, 1752-1796) は、18世紀末、国王の農民保護策や啓蒙思潮の影響により、「家父」と奉公人との關係も法典化され、次第に「ドライ」なものとなって、後に「全き家」なる概念によってあらわされる社会構造が次第に崩壊していく状況を捉えて、次のように嘆く。「目下の洗練された (fein) 生活様式により、

第一の、そして甘美な関係、即ち、家父と『家』構成員との間の関係から、全ての優美 (Anmuth), 全ての威厳 (Würde) が奪われてしまった。家父の権利と喜びは、大部分、失われた。奉公人はもはや家族 (Familie) の一員とは見なされず、我等が随意に追放することができ、彼もまた、より自由で快適で支払いの多い勤め口を見つけたら何時でも我等のもとを去ることができるところの『金のための雇われ人』 (Miethlinge) と見なされている。彼が我等のために働かねばならない時間以外では、我等は彼に対して何らの権利ももたない。彼らを見かけるのは、我等の鈴 (Schelle) による合図で、彼らが、通常はひどく汚れ、不健康な、彼らの巣窟 (Löchern) から這い出て来る時だけである^[17]。ここで彼が「失われた」と嘆く、家父と「家」構成員との間の「甘美な」関係、そこに見られる「優美」、「威厳」、家父に対する畏敬の念、家族の一員としての親密な一体感といった、非強制的な、情緒的なものこそ「全き家」にとっては最重要な要素である。

この「全き家」概念をグーツヘルシャフトに重ね合わせることはできないのであろうか。グーツヘルシャフトにおいては、形態上、グーツヘルの家屋敷に血族以外の多数の奉公人が居住し、そのことがグーツヘルシャフトの本質部分を構成していたという点ではまさに「全き家」の概念を適用できるのであるが、同時に、多くの農民が領内に自身の家を構え、そこで独立の家計が営まれている点からすれば、直接にそれを当てはめることはできない。しかし、そこでの人間の関係、とりわけ領主と農民との倫理的関係という点では、グーツヘルシャフトは「全き家」に通じるものがあるように思われる。

エルベ以東のグーツヘルシャフトにおける農民の劣悪な地位、即ち、不安定な土地保有権、土地への緊縛、不定量の賦役義務、追い立ての可能性等々については、いまさら敢えて論じるまでもない。領主直営地での奉公人からの取奪の激しさは、クナップが引用する、オーベルシュレジエンの一奉公人が反抗の故に領主に懲罰をもって脅かされた際に発したとされる以下の言葉で推測できるであろう。「二年間、旦那様のしもべでいるよりは、むしろ十年間牢獄で働いた方がましです」 (lieber zehn Jahre im Zuchthaus arbeiten, als zwei Jahre Ew. Gnaden Unterthan sein)^[18]。こうした事態の背後に領主の警察権・裁判権 (Patrimonialgerichtsbarkeit) といった強制的な契機が存在したことは明らかである。しかしながら、領主と農民との関係は、現実のそれがどうであれ、そこに権威・恭順・庇護・畏敬・援助といった、非強制的な契機をもって描かれ、またそれらを媒介とする関係であるべきものとされたことも事実である。プロイセン一般ラント法には以下のような規定がある。「グーツヘルは、その隷民が困窮している時は、親切に (werktätig) 面倒を見る義務を負う」 (II-7-122), 「定住する隷民が、生じた不幸の故に、他人の援助を必要とする事態に陥った時、先ず、ヘルがその力に応じて彼の面倒を見る義務を負う」 (II-7-130), 「隷民は、そのヘルに対して忠誠、畏敬、服従の義務を負う」 (II-7-133)。この場合、それぞれの「義務」の具体的内容についての規定はなく、また、その「違反」に対する制裁の規定もない。従って、これは多分に双方への訓示規定とも言うべきものであり、それぞれのいわば内面に訴えるたぐいの規定というべきである。また、こうした実定法の規定のほかに、シュピース (Klaus Spies) によれば、領主と農民の関係はいわば「家父長制」的な関係として、地域ごとの慣習法 (Observanz) のなかで、領主には、農民の困窮時の援助 (Hilf in Not), 貢租の免除 (Remission), 給賄 (Speisung), 農民の家屋の建築・維持への援助、役畜・農具・種籾などの生産手段の調達に際しての援助が義務づけられていた^[19]。実質はともあれ、領主と農民の関係は、双務的な関係として、領主の側

からは保護・後見・援助, 農民の側からは忠誠・恭順といった倫理的要素によって結ばれ, 「相互信頼」, 「扶養と依存」, 「恩恵と奉仕」によって維持されるべきものとされた。こうして, グーツヘルシャフトにおける領主・農民の関係は「全き家」における家父と他の家構成員との関係にも擬せられるものであり, 「全き家」の家父を名宛て人とする「家父の書」はグーツヘルシャフトの領主にも宛てられたものとするのもあながち方向違いとは言えないであろう。農村貴族にとっても, 「家父の書」は自己の価値規範や行動様式を内面化していく際の一つの手掛かりであったであろう。

4 「家父の書」と民衆教育

「家父の書」は, アリストテレス以来の伝統をもつ「家政学」(エコノミク, Oikos=家の学)と, やはり古典古代からの伝統をもつ「農業論」とが結合し, 成立したものである。それらは専ら農村の「家父」を名宛人とし, 所領の経営を含む, 「全き家」の維持・運営のために, 「家父」が持つべき知識, なすべき事柄のすべてを包括的かつ百科全書的に含む。その標題は一樣ではなく, 内容も, むろん著者によって多少ことなる。ホーベルクの『篤農訓——貴族の農村生活』(1682年初版, 1749年に至るまで6回の版を重ねる)は全12巻よりなるが, その内容を概観すると, 第1巻は「農場 Landgut」で, 貴族の所領の法的性格, それにかかわる権利義務関係, 農地購入の際の評価方法, 水車や煉瓦窯, 石切場, 更には農業以外の原料生産に関係する鉱山, 塩坑, 冶金場を扱う。第2巻は「家父」で, 彼の, 神や妻・子・奉公人との関係が論じられ, 教育, 貴族的教養を身につける過程, 戦争・疫病などの危険への対処, 気象学, 仕事暦, 健康法を扱う。第3巻は「家母 Hausmutter」で, 主婦の役目の範囲, 育児, 料理, パン焼き, 食料保存法, 医薬を含む。第4巻は, 葡萄栽培, 酒蔵の管理, 果樹栽培。第5巻と第6巻は, 蔬菜, 薬草, 花卉の園芸。第7巻は, 農耕とその副業としての麦酒製造, 火酒製造, 製粉。第8巻は, 馬の飼育。第9巻は, 牛, 羊, 豚, 家禽の飼育。この第8, 9巻は詳細な獣医学的指示を含む。第10巻は養蜂と養蚕。第11巻は, 「水の楽しみ」と題され, 給水, 水車のための引水, 養魚, 水禽, 水辺の土地利用。最後の第12巻は林業と狩猟を扱っている^[20]。ホフマンの概括によれば, 一般に「家父の書」の内容として含まれるのは, 農地の売買や賃貸に際して考慮すべき事柄, 家屋の建築, 家父の宗教的責務, 家父と家母, 子, 奉公人, 農場管理人, 家政婦との関係, 家での道徳, 友人・隣人・貧人との関係, 農業経営に関する規則, 農事暦, 気象, 農村生活への讃歌(Loblied), 農地経営で必要とされる多様な技術(農耕, 葡萄栽培, 菜園づくり, 家畜の飼育, 養蜂, 漁獲, 森林の維持, 狩猟, 捕鳥など), 家政の技術(料理, パン焼き, 麦酒醸造, 火酒蒸留, 屠殺, 肉の乾燥・塩づけ・煮沸, 養生, 治療, 懐妊・分娩・産褥についての留意事項, 乳幼児の養育等々)である(Hoffmann, S. 66)。こうして, 「家父の書」の扱う対象はきわめて広範かつ雑多であるが, それらは「家」を維持するための, 「家における人間関係と人間活動の総体, つまり, 夫と妻, 親と子, 家長と奉公人の関係, 及び, 家政と農業において必要とされるもろもろの任務の達成を含むもの」である^[21]。

以上の俯瞰で明らかのように, この「家父の書」は, 家父の, 「家」構成員との関係のあり方に関しては, 妻に対しては夫の立場で, 子に対しては親の立場で, 奉公人に対しては主人ないし雇い主の立場で, それぞれなすべき事柄, 心構えなどを指示している。「教育」は, 直接的には, 「家父」の(自分の)子に対してなすべきことの一つとして論及されているが, そこ

では、山内氏が指摘されるように、宗教・道徳 (Sittlichkeit) に関することとともに、広範な「教養」が盛られ、しかも、適切な家庭教師を雇用してそれを行わしめるようにとの指示がある^[22]。従って、そこでは農村貴族の子弟の教育が主として念頭に置かれていたものというべきであり、これを当時の民衆教育にそのまま適用することはできない。「家父」の、「民衆教育」に対する基本的スタンスについては、「家父」の、奉公人に対する関係のあり方を述べた部分に注目すべきである。

一般に、「家父の書」においては、「家父」の「家」構成員に対する関係のあり方が論じられる際には、「神」なる絶対者の存在を立論の前提とし、それにかかわるすべての事柄は「神の意思」と関連づけられて論じられる。夫婦の関係、親子の関係と同様に、家父と奉公人との関係も神の意思によって根拠づけられる。男女が婚姻関係に入ることは神の導きによるものであり（ sacrament としての婚姻の儀式）、二人の間に子が出生したらそれは神からの授かりものであり、子の養育・教育は真の父としての神から現世の親に委託されたことである。親であることは、神によって与えられた使命 Beruf であり、親はそこにおいて神への信仰を証しすることができ、愛を実行することができる。従って、子の親に対する畏敬・尊崇 (Ehrerbietung)・服従の義務は、この世の親の、個々の行為に対する代償としての義務 (Gegenpflicht) ではなく、親が神の代理人 (Statthalter) であることに基づく (Hoffmann, S. 139 ff.)。

奉公人とのかかわりにおいてもこの宗教的・道徳的要素が重要視されている (Hoffmann, S. 166 ff.)。家父たること、奉公人たることも予め神によって定められたものである。家父の、奉公人に対する支配・統制と、奉公人の、ヘルに対する畏敬、服従、熱心、忠実を尽くす義務も、また、家父の資質や個々の行為や愛に基づくものではない (Hoffmann, S. 177)。神が予め定めた上位者と下位者との位置関係そのものに由来すると解される。奉公人にとって、家父の意志は神の意志とされたのである。こうした、「家父」の「家」構成員に対する関係のあり方、とりわけ奉公人に対する関係のあり方を神の意思によって根拠づけることは、ホフマンによれば、聖書の中には明確な典拠は求め得ないのであるが、それは、奉公人をその地位・状態に留めておくという、「家父の書」の著者たちの共通した課題意識によるものである。そこには、奉公人が次第に従属した地位に留まることを欲しなくなり、怠慢となり、その義務を十分に果たさなくなった、その原因は専ら奉公人の側にある、こうした状況は、家の秩序、家政の目的を危うくする、との前提がある。著者たちは、奉公人を「従属的な、大抵は重視されず、労苦が多く、僅かな報酬しか得られない活動」に我慢させるために、「一方で、人間を支配者と奉公人に分け、他方で、人間の、それぞれに対する使命を神の意思から演繹した」のであった (Hoffmann, S. 168)。

こうして、このような仕方で基礎づけられる、家父と奉公人との関係が維持されていくためには、少なくとも奉公人のなかに宗教的心情、神に対する畏敬の念が涵養されている必要があった。このため、「家父の書」は、家父に、先ず奉公人の選考にあたっては年齢・体力で適切、かつ既知・定住の者が望ましいとするとともに、その宗教的・道徳的資質にも熟慮することを促し (Hoffmann, S. 171)、また、家父に、奉公人の魂とその「永遠の救済 (ewiges Heil)」のために積極的に配慮することを求める (Hoffmann, S. 182)。「家父の書」は、家父の重要な職務の一つとして「家」構成員全体に対する宗教的・道徳的指導・配慮を挙げる。家父は、宗教・道徳の点で自ら模範となる生活を送るとともに、家での礼拝、問答教示 (Katechese) 及び奉公人が教会で教示されたことの反復などを通じて奉公人の宗教的心情の涵養に努めねばな

らないとされる。家父は、「家」構成員の宗教的生活を促進するために、自身が教会での説教師のごとく、その家での日々の生活の中で、「家」構成員を主導して、所定の時刻・場面で祈り（朝、食卓、夕の祈り）をあげ、規則的に教会の礼拝に出席し、子と奉公人に対して教化の本（*erbauliches Buch*）を読み聞かせ、家父長権に基づいてそれらに参加せしめることを求めている（Hoffmann, S. 95 ff.）。こうした、家父の家内での宗教的責務は、当時の社会においては決して特異なものではなかった。ALRは、こうした責務・権限を一部法典化して、「全ての家父は、随意に家での礼拝を命じることができる」としている（II-11-7）。「家父の書」の精神世界においては、家父は「神の代理人」（*Gottes Statthalter*）であり、その意思は神の意思と見なされるべきものであった。

ところで、ここで銘記すべきは、「家父」がなすべき事柄は、すべて「家」の効率的かつ円滑な維持・管理のためという観点に貫かれていることである。例えば、奉公人の「地上の幸福」に関して「家父の書」が掲げる、「中庸」な給与・給賄、休日の確保、病気・不幸の際の救護、過度の労働要求や常軌を逸した「懲戒」への戒めは、それによって奉公人がその仕事を遂行する際の妨げとなる怠惰・不実・不服従といった「悪徳」が生じないようにするためであった。所領の円滑な経営のために領民（*Unterthan*）の扱いに特に注意を促すのはホーベルクである。ブルンナーによると、ホーベルクは「忠実で有能、そして良き領民を多く抱えた所領と領主は幸いである。領主はキリスト教教徒にふさわしく（*christlich*）、公正に（*billig*）に振る舞い、彼らの権利を尊重し、彼らの危難を処理し、求めに応じて権利と正義を付与せねばならない。旧来の習慣に反したことを義務づけてはならない。これこそ、領主の神及び世界に対する責務である」と述べ、また「領民は所領の第一の部分である。その能力の高低、価値の多寡によって所領は大きくもなり、小さくもなる」としている^[23]。家父の宗教的・道徳的な責務も、「家」の円滑な維持・管理のため、家父と奉公人との「円満な」関係、奉公人の義務の確実な遂行ということがらと密接にかかわっていたものと思われる。

ここで注意せねばならないことは、家父が「家」構成員全体に対して行うべきとされた、宗教的・道徳的指導・配慮のかなりの部分が、キュスターまたは学校教師（*Schulmeister*）によって行われる「教育」の一部を構成していることである。先にも触れたように、民衆教育の内容にはカテキズム、聖書の読み、読み物としての聖書物語などが含まれ、また「教育」の場面では、宗派別編成のもとで、随時、祈り、賛美歌の唱和などが行われていた。これらは、「家父の書」が家父に命じていたことと重なり合うことになるのである。このあたりの事情は、公「教育」の専門的な担い手、公「教育」の専門施設がどのような脈絡の中で生じたかを考察する契機となりうるのであるが、いずれにせよ、「家父の書」は、後に公民衆教育の内容となる事柄を、私的なまとまりとしての「家」の円滑な維持・管理のため、それを構成する人々に施すよう家父に命じていたのである。

お わ り に

先にクニッゲの嘆きを紹介した。そこで彼が「失われた」と嘆く、家父と「家」構成員との間の「甘美な」関係、そこに見られる「優美」、「威厳」、家父に対する畏敬の念、家族の一員としての親密な一体感、即ち、「全き家」のエートスは、彼にとっては外的な強制や命令によるものではなく、敬神の念、宗教的心情を媒介とした、自発的なものでなければならなかった。

従順で、敬虔、地上の貧苦にかかわらず、貪ることなく、地上の身分関係を神の創造、神の摂理と捉え、それを甘受し、忠実に自分の業に励む農民の心情の育成、これこそ、農村貴族の宗教的責務の背後にある課題であり、ここに、彼らの、宗教教育を中心とする学校教育への「内発的なもの」の源流があったのではなかろうか。1838年6月8日、プロイセン文部省は、所領内の農村での学校の建築のための拠出を渋るグーツ所有者某に宛てた回答(Resolution)を発し、また、それを参考に供するためにマグデブルクの県庁にも発しているが、その中で次のように述べている。「自領内の児童を、適切な宗教教育と学校教育によって、悪徳や怠慢から遠ざけるといふグーツヘルに関心は、単に一般的な関心であるだけでなく、特に汝にかかわる関心でもある」^[24]。ここには、グーツヘルにとって宗教教育・学校教育は「悪徳や怠慢から遠ざける」ために必要、とする発想が伺われる。それは「家父の書」が家父に命じる、「家」構成員に対する宗教的責務と通底するものである。

この「家父の書」が家父に命じる、「家」構成員に対する宗教的責務は、むしろ、三十年戦争に帰因する社会の混乱・荒廃、既存の社会秩序の崩壊の危機と表裏の関係にあり、農村の貴族が「学校保護権」の担い手として「自発的に」組織だてた民衆教育にはそのような背景があった。従って、国王の施策の如何にかかわらず、農村の貴族には民衆教育の組織化のための、独自の、潜在的な動機と具体的なきっかけは存在し、18世紀の民衆教育の組織化は、こうして国王の施策とともに、自律的な農村貴族の「内発的なもの」によっても支えられていたのである。

《 注 》

- [1] 「教育普及」の指標を何に求めるかはこの時期に関しては論議の余地はあるが、「授業」の担い手としてのキュスター・学校教師の普及率(その人数の村落数に対する割合)について言えば断片的な、地域ごとの統計数字はいくつかの先行研究で挙げられている。王国全体にわたる統計資料は未見である。Wolfgang Neugebauer; *Absolutischer Staat und Schulwirklichkeit in Brandenburg-Preussen*, 1985, S. 255ff. は、教会巡察記録と同時代の統計地誌学的文献(August Heinrich Borgstede; *Statistisch-topographische Beschreibung der Kurmark Brandenburg, Teil 1. Berlin 1788.*)に依りつつ、クールマルクでは、1746年以降の、如上の意味での「学校密度」(Schuldicht)は、平均して80%を超えるとしている(ebd., S. 263)。F. W. A. Bratring; *Statistisch-Topographische Beschreibung der gesamte Mark Brandenburg, Bd. 1, 1804.* には、1788年から1801年までのクールマルクの村落の数(S. 55)と農村住民のうちのキュスター・学校教師の数(S. 74, 75)が示されている。この期間内では最低(1799年)が82.5%、最高(1789年)が85.6%である。F. Vollmer は、O. Behre; *Geschichte der Statistik in Brandenburg-Preussen bis zur Gründung des Königlichen Statistischen Bureaus, 1905, S. 302* に拠りつつ、1771年のクールマルクの村落数、キュスター・学校教師数を挙げているが、それによると、常勤でない、いわゆる「冬季学校教師」(Winterschulmeister)を含めると、その普及率は88.1%となる(ders.; *Die preußische Volksschulpolitik unter Friedrich dem Großen. Monumenta Germaniae Paedagogica, Bd. LVI, 1918, S. 147.*)。また、Leschinsky/Roeder; *Schule im historischen Prozeß. 1976, S. 83*, Fritz Terveen; *Gesamtstaat und Retablissement. 1954*, Hartwig Notbohm; *Das evangelische Kirchen- und Schulwesen in Ostpreussen. 1959, S. 43* は、東プロイセン州について統計数字を挙げているが、ここはホーエンツォレルン家がポーランドから1618年に宗主権を得た地域で、三十年戦争後の、いわゆる「復興」(Retablissement)策、「プロシア化」(Prussianisierung)策の一環として、民衆教育の振興・普及のための施策が全体国家によって特に積極的に講じられたところである。従って、この地域の数字の解釈は、本稿のような問題視角においては、慎重さを必要とする。なお、1710年の訓令に基づいて行われたブランデンブルクの教会巡察の記録に広く授業料に関する記述が見られるとする点は、Neugebauer, a.a.O., S.

258 による。

- [2] 「三月前期」のプロイセンの国家と社会を論じたコゼレック (Reinhard Koselleck) は「国家は、徴兵と租税徴収というあまり歓迎されない分野で、これら農村住民と直接の結びつきをもっていたに過ぎない。教会、裁判所、学校、警察は、なお多分に領主に隷属していた。」と述べているが、ここに当時の農村貴族の特権が集約的に示されている。Reinhard Koselleck; *Staat und Gesellschaft in Preußen 1815–1848*, 1962, 成瀬 治訳, 『伝統社会と近代国家』(1982年, 岩波書店) 所収, 459頁。言うまでもなく、貴族領農村では領主が領民の第一次裁判権 (Patrimonialgerichtsbarkeit), 警察権, 教会保護権, 学校保護権をもっていたことを指す。なお, コゼレックは, 1837年において, ライン右岸の全農村住民のおよそ半分が, まだ国家権力との直結関係に入っていなかったとしている (同所)。
- [3] Friedrich Wienecke; *Die Begründung der evangelischen Volksschule in der Kurmark und ihre Entwicklung bis zum Tode König Friedrichs I. 1540–1713*, In: *Zeitschrift für Geschichte der Erziehung und des Unterrichts*. Dritter Jg. Erstes Heft. 1913, S. 24–25.
- [4] Ludwig von Rönne; *Das Volksschul-Wesen des preußischen Staates*, Bd. 1, 1855, S. 56.
- [5] Manfred Heinemann; *Schule im Vorfeld der Verwaltung*, 1974, S. 25.
- [6] Friedrich Eberhard von Rochow; *Geschichte meiner Schulen*, 1795 (田中昭徳・金子 茂訳『国民性と教育』1965年。所収, 53頁)
- [7] 飯田 恭「グーツヘルシャフト下の農民家族 — 18世紀ウッカーマルクの定期小作制度に焦点をあてて —」(『社会経済史学』59–4, 1993年) 39頁。
- [8] Hartmut Harnisch; *Bäuerliche Ökonomie und Mentalität unter den Bedingungen der ostelbischen Gutsherrschaft in den letzten Jahrzehnten vor Beginn der Agrarreformen*, In: *Jahrbuch für Wirtschaftsgeschichte*, 1989–3, S. 94.
- [9] 山内芳文「『家父文書』における家構造と教育 — ホーベルクの『家政書』をめぐる —」(『金沢大学教育学部紀要 教育科学編』第30号 昭和56年)。この論文はこれまでの幾つかの先駆的な論考とともに『近代教育概念成立史研究』(1994年, 垂紀書房) に収められている。
- [10] Neugebauer, *schulwirklichkeit*, a.a.O., S. 434.
- [11] Ernst Christian Helmreich; *Religionsunterricht in Deutschland*, 1966. S. 52.
- [12] Wolfgang Neugebauer; *Schule und Absolutismus in Preussen*, 1992. S. 227.
- [13] ebd., S. 245.
- [14] Leschinsky/Roeder, a.a.O., S. 71.
- [15] Peter Rundgreen; *Analyse preussischer Schulbücher als Zugang zum Thema “Schulbildung und Industrialisierung”*, In: *International Review of Social History*, Vol. 15, 1970. S. 89.
- [16] Horst Möller, *Fürstenstaat oder Bürgernation. Deutschland 1763–1815*, 1989. S. 177 から再引。
- [17] Adolf Freiherr von Knigge; *Über den Umgang mit Menschen*, I. 1788. Möller, a.a.O., S. 174 から再引。
- [18] Georg Friedrich Knapp; *Die Bauernbefreiung und die Ursprung der Landarbeiter in den ältern Preußens*, Bd. 1, 1927. S. 68.
- [19] Klaus Spies; *Gutsherr und Untertan in der Mittelmark Brandenburg zu Beginn der Bauernbefreiung*, 1972. SS. 168. なお, こうした領主の側の援助が, 農民家族経営の自立性の欠如 (領主支援の不可避性) と関連していること, 従って, グーツ経営の一過程をなすということについては, 山崎 彰「グーツヘルシャフト下における農民家族経済と領主の援助 — 『農民解放』直前期のクールマルクの場合 —」(『山形大学史学論集』第13号, 1993年2月) より示唆を得た。
- [20] ブルンナー, 邦訳, 153頁。
- [21] ブルンナー, 邦訳, 154頁。
- [22] 山内, 前掲書, 87頁以下。
- [23] O. Brunner, 1949, a.a.O., S. 285.
- [24] Rönne, a.a.O., S. 845.

「全国農村学校規程」(1763年)の教育内容(月～金)

	読むことができる児童 (Lesekinder)	綴字を習得すべき段階の児童 (Buchstabierkinder)	A B Cを学ぶ段階の児童 (ABC-Schüler)
8:00 - 9:00	唱歌 祈り;朝の祈り,その月の賛美歌,「祈りの定文」(Gebets-Formel),主の祈り カテキズム		
9:00 - 9:30	旧約・新約聖書の1,2章を読み,その中の単語を綴る.		A B Cの練習(毎日2文字)
9:30 - 10:00	聖書中の章句,賛美歌集中の歌曲の検索の練習,週間箴言の学習,聖書の各書の順番を覚える.	綴 字	
10:00 - 10:30	書 き 方	綴字,読み方の規則	有声音と無声音の区別を習う.
10:30 - 11:00	その添削指導を受ける	週間箴言を反復唱える	
		祈り,賛美歌	
13:00 - 14:00	2,3の詩句(Vers)を唱え,その月の賛美歌を歌う. 『聖書解題』(Der Inhalt der Biblischen Bücher)を学ぶ.		
	また,それと交互に,『必要にして有益なる諸事物を農村児童に教授するための小教科書』(Das Lehrbüchlein zum Unterricht der Kinder auf dem Lande in allerhand nötigen und nützlichen Dinge)を学ぶ		
14:00 - 14:30	『キリスト教教理要解』とカテキズムの一節を交互に暗記.		
14:30 - 15:00	読 み 方	綴 字	A B Cの練習
15:00 - 16:00	書き方,計算	綴 字	A B Cの練習

*土曜日の午前中は,その週に学んだ箴言,賛美歌,歌曲の復唱。「聖書物語」(Biblische Historie),福音書,使徒書簡を読む.あることを書き,それについて正書法による添削を受ける.